

第166号議案

長崎市二輪車等駐車場条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2 ～ 3
2 改正の内容	4 ～ 5
3 新旧対照表	6 ～ 10
【参考 1】 条例施行規則で制定するもの	11
【参考 2】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について	12 ～ 15

土 木 部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

附近の駐車場の駐車料金との均衡を図るため、本市の駐車場の利用料金の基準とする額を改定する。

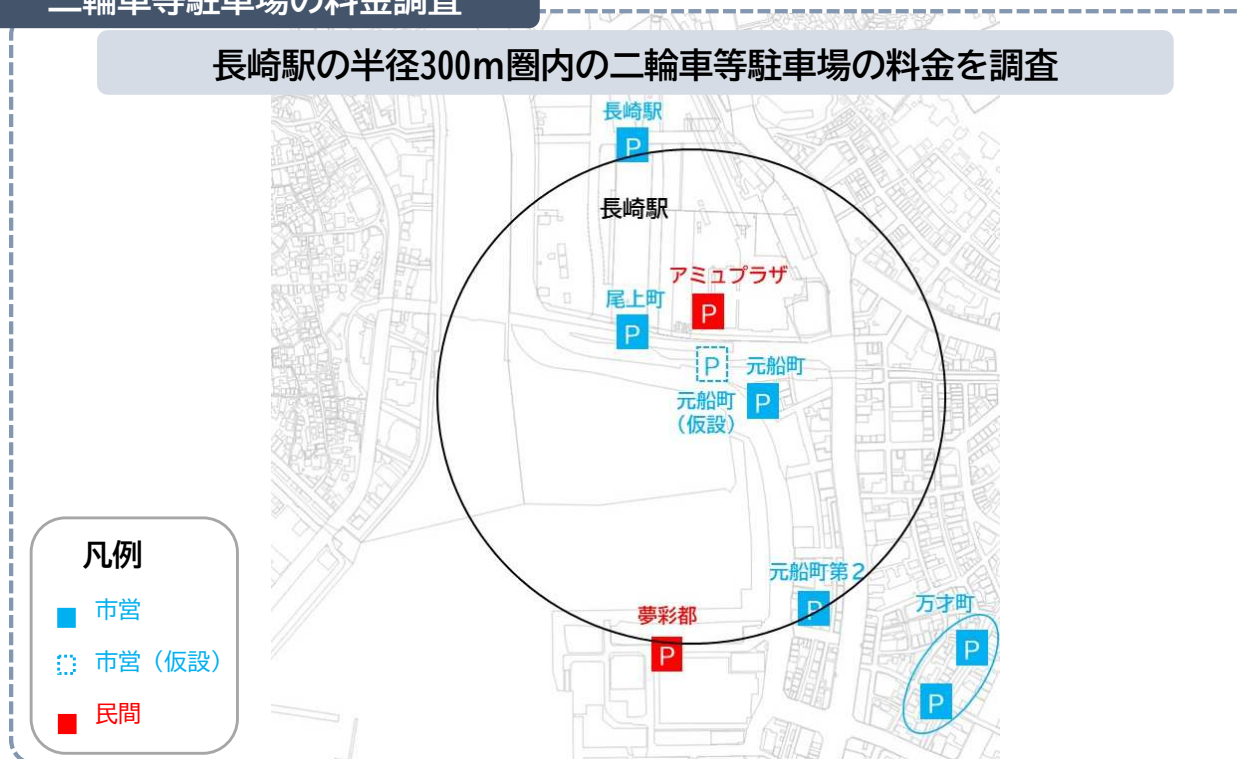
(2) 駐車料金（利用料金の基準とする額）を改定する考え方

本市の駐車場の駐車料金は、駐車場法の規定に準じ、附近の駐車場の駐車料金と均衡を図りその額を設定している。各二輪車等駐車場の周辺の料金実態調査を行い、次の考えのもと、料金を改定するもの

ア 算定例

二輪車等駐車場の料金調査

長崎駅の半径300m圏内の二輪車等駐車場の料金を調査



1 改正の概要

イ 調査結果

○料金分布表
(現況)

市営より安い

市営と同額

市営より高い

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	10~11	11~12	12~13	13~14	14~15	15~16	16~17	17~18	18~19	19~20	20~21	21~22	22~23	23~24	24~25
市営二輪	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	400
アミュブラザ	0	0	0	200	200	200	200	200	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
夢彩都	0	0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	400

変更

○料金分布表
(変更)

市営より安い

市営と同額

市営より高い

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	10~11	11~12	12~13	13~14	14~15	15~16	16~17	17~18	18~19	19~20	20~21	21~22	22~23	23~24	24~25
市営二輪	100	200	200	200	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	400	400	400	400	400	400	400	400	500
アミュブラザ	0	0	0	200	200	200	200	200	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
夢彩都	0	0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	400

ウ 算定結果

利用時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
現行料金	100円	200円																							400円
改定料金	100円	200円					300円								400円									500円	

2 改正の内容

(1) 二輪車等駐車場

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第2（第3条関係））

現 行			改正案（R8.4.1）			
1 通常の駐車			1 通常の駐車			
区分		入出庫1回ごとの金額	区 分			入出庫1回ごとの金額
24時間以内の場合	最初の1時間まで	円 100	長崎市築町二輪車等駐車場、 長崎市古川町二輪車等駐車場、 長崎市万才町二輪車等駐車場、 長崎市恵美須町二輪車等駐車場、 長崎市新地町二輪車等駐車場、 長崎市元船町第2二輪車等駐車場、 長崎市住吉町二輪車等駐車場、 長崎市興善町二輪車等駐車場、 長崎市新大工町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	24時間以内の場合	最初の1時間まで	円 100
	1時間を超えるとき	200			1時間を超えるとき	200
24時間を超える場合		24時間につき 200	24時間を超える場合			24時間につき 200
			長崎市元船町二輪車等駐車場、 長崎市尾上町二輪車等駐車場 及び長崎駅二輪車等駐車場	8時間以内の場合	最初の1時間まで	100
					1時間を超えるとき	200
				8時間を超える場合		8時間につき 100

イ 施行期日

令和8年4月1日

2 改正の内容

(2) 元船町仮設二輪車等駐車場の追加

ア 使用料（利用料金の基準額）の改定（別表第2（第3条関係））

改正案（R8.10.1）				改正案（R10.2.1）			
1 通常の駐車				1 通常の駐車			
区 分			入出庫1回 ごとの金額	区 分			入出庫1回 ごとの金額
長崎市築町二輪車等駐車場、 長崎市古川町二輪車等駐車場、 長崎市万才町二輪車等駐車場、 長崎市恵美須町二輪車等駐車場、 長崎市新地町二輪車等駐車場、 長崎市元船町第2二輪車等駐車場、 長崎市住吉町二輪車等駐車場、 長崎市興善町二輪車等駐車場、 長崎市新大工町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	24時間以内の場合	最初の1時間まで	円 100	長崎市築町二輪車等駐車場、 長崎市古川町二輪車等駐車場、 長崎市万才町二輪車等駐車場、 長崎市恵美須町二輪車等駐車場、 長崎市新地町二輪車等駐車場、 長崎市元船町第2二輪車等駐車場、 長崎市住吉町二輪車等駐車場、 長崎市興善町二輪車等駐車場、 長崎市新大工町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	24時間以内の場合	最初の1時間まで	円 100
		1時間を超えるとき	200			1時間を超えるとき	200
	24時間を超える場合		24時間につき 200		24時間を超える場合		24時間につき 200
長崎市元船町二輪車等駐車場、 長崎市尾上町二輪車等駐車場、 長崎駅二輪車等駐車場及び長崎市元船町仮設二輪車等駐車場	8時間以内の場合	最初の1時間まで	100	長崎市元船町二輪車等駐車場、 長崎市尾上町二輪車等駐車場 及び長崎駅二輪車等駐車場	8時間以内の場合	最初の1時間まで	100
		1時間を超えるとき	200			1時間を超えるとき	200
	8時間を超える場合		8時間につき 100		8時間を超える場合		8時間につき 100

イ 施行期日

令和 8年10月1日 長崎市元船町仮設二輪車等駐車場の追加

令和10年 2月1日 長崎市元船町仮設二輪車等駐車場の廃止

3 新旧対照表

改正後（R8.4.1）				改正前		
第1条～第13条 〔略〕				第1条～第13条 〔略〕		
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）		
〔表略〕				〔表略〕		
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）		
〔表略〕				〔表略〕		
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）		
1 通常の駐車				1 通常の駐車		
区分			入出庫1回 ごとの金額	区分		入出庫1回 ごとの金額
長崎市築町二輪車等駐車場、長崎市	24時間以	最初の1時	円	24時間以内の場合	最初の1時間まで	円
古川町二輪車等駐車場、長崎市万才	内の場合	間まで	100			100
町二輪車等駐車場、長崎市恵美須町		1時間を超	200		1時間を超えるとき	200
二輪車等駐車場、長崎市新地町二輪		えるとき		24時間を超える場合	24時間につき	200
車等駐車場、長崎市元船町第2二輪	24時間を超える場合		24時間につき			
車等駐車場、長崎市住吉町二輪車等			200			
駐車場、長崎市興善町二輪車等駐車						
場、長崎市新大工町二輪車等駐車場						
及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場						

長崎市元船町二輪車等駐車場、長崎市尾上町二輪車等駐車場及び長崎駅二輪車等駐車場	8 時 間 以 内の場合	最初の1時間まで	100
		1時間を超えるとき	200
	8時間を超える場合	8時間につき	100
[以下略]			

改正後（R8.10.1）				改正前			
第1条～第13条 〔略〕				第1条～第13条 〔略〕			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
〔表略〕				〔表略〕			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
〔表略〕				〔表略〕			
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
1 通常の駐車				1 通常の駐車			
区分			入出庫1回 ごとの金額	区分			入出庫1回 ごとの金額
長崎市築町二輪車等駐車場、長崎市	24時間以	最初の1時	円	長崎市築町二輪車等駐車場、長崎市	24時間以	最初の1時	円

古川町二輪車等駐車場、長崎市万才町二輪車等駐車場、長崎市恵美須町二輪車等駐車場、長崎市新地町二輪車等駐車場、長崎市元船町第2二輪車等駐車場、長崎市住吉町二輪車等駐車場、長崎市興善町二輪車等駐車場、長崎市新大工町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	内の場合	間まで	100
		1時間を超えるとき	200
		24時間を超える場合	24時間につき 200
長崎市元船町二輪車等駐車場、長崎市尾上町二輪車等駐車場、長崎駅二輪車等駐車場及び長崎市元船町二輪車等駐車場	内の場合	8時間以内 最初の1時間まで	100
		1時間を超えるとき	200
		8時間を超える場合	8時間につき 100

[以下略]

古川町二輪車等駐車場、長崎市万才町二輪車等駐車場、長崎市恵美須町二輪車等駐車場、長崎市新地町二輪車等駐車場、長崎市元船町第2二輪車等駐車場、長崎市住吉町二輪車等駐車場、長崎市興善町二輪車等駐車場、長崎市新大工町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	内の場合	間まで	100
		1時間を超えるとき	200
		24時間を超える場合	24時間につき 200
長崎市元船町二輪車等駐車場、長崎市尾上町二輪車等駐車場及び長崎駅二輪車等駐車場	内の場合	8時間以内 最初の1時間まで	100
		1時間を超えるとき	200
		8時間を超える場合	8時間につき 100

[以下略]

改正後 (R10.2.1)	改正前
第1条～第13条 [略]	第1条～第13条 [略]
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)
[表略]	[表略]
別表第2 (第3条関係)	別表第2 (第3条関係)

[表略]

別表第3（第7条関係）

1 通常の駐車

区分			入出庫1回 ごとの金額
長崎市築町二輪車等駐車場、長崎市 古川町二輪車等駐車場、長崎市万才 町二輪車等駐車場、長崎市恵美須町 二輪車等駐車場、長崎市新地町二輪 車等駐車場、長崎市元船町第2二輪 車等駐車場、長崎市住吉町二輪車等 駐車場、長崎市興善町二輪車等駐車 場、長崎市新大工町二輪車等駐車場 及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	24時間以 内の場合	最初の1時 間まで	円 100
		1時間を超 えるとき	200
		24時間を超える場合	24時間につき 200
長崎市元船町二輪車等駐車場、長崎 市尾上町二輪車等駐車場及び長崎駅 二輪車等駐車場	8時 間 以 内の場合	最初の1時 間まで	100
		1時間を超 えるとき	200
		8時間を超える場合	8時間につき 100

[以下略]

[表略]

別表第3（第7条関係）

1 通常の駐車

区分			入出庫1回 ごとの金額
長崎市築町二輪車等駐車場、長崎市 古川町二輪車等駐車場、長崎市万才 町二輪車等駐車場、長崎市恵美須町 二輪車等駐車場、長崎市新地町二輪 車等駐車場、長崎市元船町第2二輪 車等駐車場、長崎市住吉町二輪車等 駐車場、長崎市興善町二輪車等駐車 場、長崎市新大工町二輪車等駐車場 及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	24時間以 内の場合	最初の1時 間まで	円 100
		1時間を超 えるとき	200
		24時間を超える場合	24時間につき 200
長崎市元船町二輪車等駐車場、長崎 市尾上町二輪車等駐車場、長崎駅二 輪車等駐車場及び長崎市元船町二輪 車等駐車場	8時 間 以 内の場合	最初の1時 間まで	100
		1時間を超 えるとき	200
		8時間を超える場合	8時間につき 100

[以下略]

附 則

(施行期日)

1 [略]

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の長崎市二輪車等駐車場条例の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後の入庫に係る二輪車等駐車場の利用について適用し、同日前の入庫に係る二輪車等駐車場の利用については、なお従前の例による。

【参考 1】 条例施行規則で制定するもの

|(1) 長崎市築町二輪車等駐車場

イ 減 免

(ア) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	現 行	改正案	考え方
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳を所持する者	減免率 50%	減免率 50%	障害者の社会参加を促進し、移動の自由を保障することは、共生社会の実現に向けた重要な施策であり、市営駐車場における減免制度は、障害者の外出機会の確保と社会活動への参加を支援する手段として機能している。また、障害者基本法及び障害者差別解消法の理念に基づき、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁の除去に向けた合理的配慮として、本減免制度は重要な役割を果たしていることから、障害者支援の観点から制度を継続するものとする。

【参考2】

使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

利用料金併用制の施設

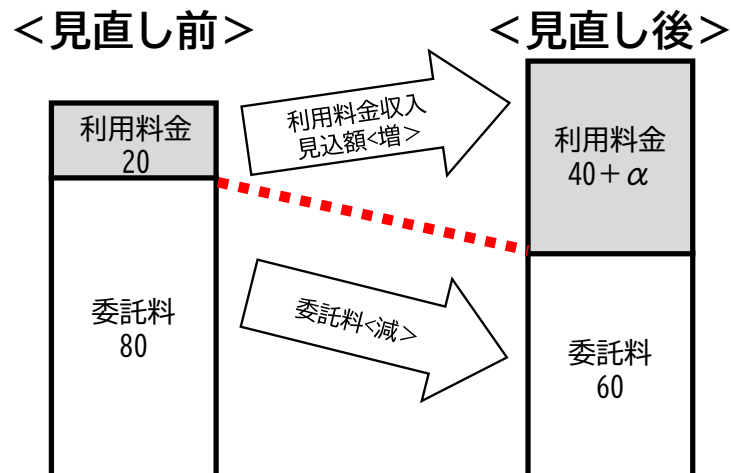
※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(P 3以外の施設のうち、使用料等の見直しに伴い
利用料金の改定を行う施設)

2 令和8年度における対応について

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

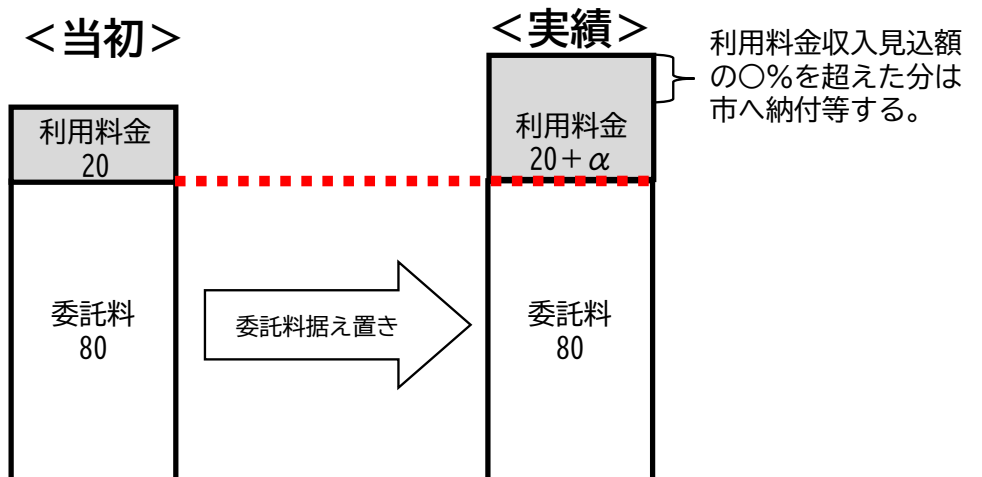
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



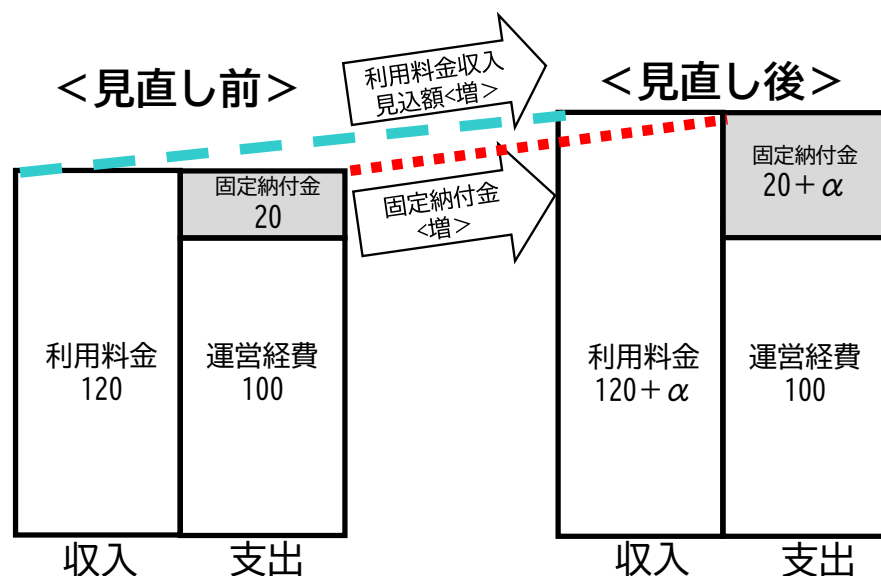
2 令和8年度における対応について

完全利用料金制の施設 ※すべてを利用料金で賄う
(グラバー園、長崎ロープウェイ、出島、出島メッセ長崎、
駐車場・二輪車等駐車場のうち、使用料等の見直しに伴い
利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、新料金を踏まえて、固定納付金の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の固定納付金を据え置くこととする。

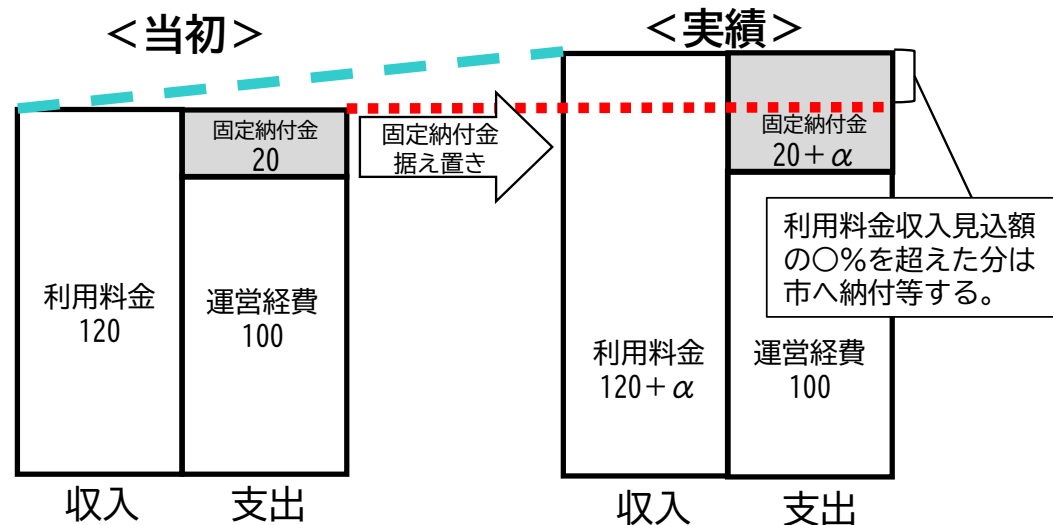
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、固定納付金は「増」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の固定納付金を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議	- 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し)
10月 11月 12月	※必要に応じ補正予算計上	- 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始	2月市議会(当初予算)、協定締結 - 新料金の運用開始